

浪速区青少年指導員要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市青少年指導員制度実施要綱に基づき、浪速区における青少年指導員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定数)

第2条 青少年指導員の定数は90名とする。

(業務)

第3条 青少年指導員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 青少年問題に関する啓発活動に関すること
- (2) 青少年の指導及び相談に関すること
- (3) 地域における青少年の健全育成に関すること
- (4) 青少年を対象としたイベントの開催に関すること
- (5) 地域活動の担い手となるユースリーダーの育成に関すること
- (6) 子ども会をはじめその他青少年団体の支援に努める。

(選考)

第4条

青少年指導員は、本区の住民等のうちから区長が市長に推薦する。

- 2 青少年指導員の選考にあたっては、地域活動協議会が区長から通知を受けた定数に基づき、候補者を選考のうえ、区長に推薦を行う。

(選考基準)

第5条

青少年指導員は、青少年の健全育成に関心のある者で、次の各号に掲げる基準を満たす必要がある。

- (1) 当区に生活の根拠を有する者。ただし有しない者についても、必要な場合は選考することができる。
- (2) 青少年問題に深い関心と熱意を持ち、活動に必要な時間がある者
- (3) 年齢満18歳以上50歳未満の者

(細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、青少年指導員に関し必要な事項は、浪速区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は平成26年4月1日から施行する。
- 2 青少年指導員の選考その他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 この要綱は令和元年11月1日から施行する。